

想定Q	想定A
総論	
休業・営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条9項です
休業・営業時間短縮要請の期間は？	8月6日（木）から8月20日（木）までの15日間です。
対象となる店（業種又は業態）は、飲食店の定義は？	<p>ミナミ地区（千日前通、長堀通、御堂筋、堺筋に囲まれた地区）内の</p> <p>【休業要請】 ガイドラインを遵守していない「接待を伴う飲食店、政令対象の酒類の提供を行う飲食店、酒類を提供を行うカラオケ店」</p> <p>【時間短縮】 ガイドラインを遵守している「接待を伴う飲食店、政令対象の酒類の提供を行う飲食店、酒類を提供を行うカラオケ店」「その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）」</p> <p>別紙「休業・営業時間短縮を要請する施設」参照</p>
そもそもなぜ休業・営業時間短縮を要請するのか？ 感染対策をきちんとすれば休業・営業時間短縮の必要はないのでは？	東京、愛知などの大都市で感染が急増していることから、大都市部での一斉の休業要請の実施が効果的と判断しています。
対象エリアをミナミにした理由は？ また、なぜ酒類を提供する業種限定なのか？	6月中旬以降、陽性患者の滞在先を分析したところ、大阪市内の繁華街（ミナミ）で居酒屋、飲食店など酒類を提供する店での感染が拡大しており、ピンポイントのエリアで最も効果のある対策として実施するものです。
ステッカー登録の有無で差別化するのはなぜか？ （接待を伴う飲食店・バー・ナイトクラブ・カラオケ店）	ステッカーについては、ガイドラインに基づき感染予防対策を実施していることを宣言していただいているものであります。感染予防対策により感染リスクが低くなるため、休業要請ではなく営業時間短縮の要請をしています。
酒類を提供する飲食店はステッカーで差別化しないのか？	陽性患者の滞在先を分析し、居酒屋などの酒類を提供している店での感染が拡大しているため、営業時間の短縮を要請するものであります。なお、居酒屋などの酒類を提供している店については、法上、休業要請の対象にならないことから、営業時間短縮を一律で要請していることにご理解下さい。（感染防止対策のためのステッカーの登録をお願い致します）
休業・営業時間短縮要請	
なぜ、営業が5時から20時？終了時刻を20時とした根拠は？	お酒を飲む時間が長くなることで、3密で唾液が飛び交う環境となるリスクが高くなりますので、20時に設定しました。
20時までに営業を終了しないといけないのか？ 酒類の提供だけを終了すればよいのか？	酒類の提供だけでなく、営業を終了していただくようお願いします。
休業要請は8月20日で終わるのか？以降も続けるのか？	今回は、8月6日から20日までの15日間です。 今後の対策は、府内の感染状況を見極めながら、対策本部会議を開催した上で、対応方針を決定してまいります。
対象エリアを限定する場合、その客は対象エリア外の店に移動するだけで効果があまるのか？	現在の府内における感染状況からエリアを指定したもので、効果があると考えています。
対象エリアの区域設定の考え方は？	<p>陽性患者からの聴き取りによると、ミナミ地区においては、キタ地区に比べても、接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店の従業員や利用者に多数の陽性者が発生しており、ミナミ地区の中でも今回の対象地域に多く見られる状況です。（ミナミ地区の中で半数程度を占める）</p> <p>6月以降、ナイトクラブ、ホストクラブ等におけるクラスターがこの区域内に集中しています。（市内17施設中13施設）</p> <p>これらの状況を踏まえて、対象区域に設定しています。</p>
なぜ、その業種だけの休業・営業時間短縮要請をするのか？	府内や他府県の感染動向から「酒類の提供を行う飲食店」での感染が多いため、協力の要請を行っております。
酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）とはどのような店舗か？ うちの店は対象になるのか？	メニューに酒類があり、お酒の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象となります。
インターネットカフェや猫カフェは対象か？	店内で飲食し、酒類の提供があれば対象となりますので、営業時間の短縮をお願いします。
ライブハウスは対象か？	ライブハウスは飲食店ではないので営業時間短縮要請の対象外です。
ホテルの宴会場、冠婚葬祭は対象か？	酒類の提供を行う飲食店ではないため対象外ですが、3密で唾が飛び交う環境とならないようご配慮をお願いいたします。
施設内に飲食エリアがある場合、施設として営業時間短縮要請の対象か、飲食エリアだけを休業すればよいのか？	飲食エリアのみが対象です。
コンビニのイートインスペースでのお酒の提供はダメなのか？	飲食店ではないので対象外です。
お酒の販売はよいのか？	販売目的のみであれば問題ありません。
飲食店であるが、酒類をメニューから外し、客が酒を持ち込む場合は20時以降も営業しても問題ないか？	飲食店で飲酒することで、3密で唾液の飛び交う環境となり、感染リスクが高くなりますので、持ち込みであっても飲酒しないようご協力をお願いします。
酒類の提供を行う飲食店が20時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトのみで営業を続けでもよいのか？	営業時間短縮要請の内容を満たしています。
一人客の飲食（飲酒）も禁止か？	お客様の数にかかわらず、営業時間の短縮のご協力をお願いいたします。
休業・営業時間の短縮要請は個別の店舗に対して行われるのか？	個別の店舗ではなく、当該エリアの対象店について要請いたします。
レストランだが、酒類をおいていけば営業時間の短縮要請の対象か？	対象となります。
ノンアルコールビールならOKか？	対象外です。

協力金について	
どうすれば協力金がもらえるのか	<p>◆次の全ての要件を満たす事業者</p> <p>①要請対象区域内に事業所を有すること</p> <p>②8月6日～20日までの全ての期間、要請に応じて、休業または営業時間短縮（5時～20時）を行った要請対象施設の運営事業者であること（元々の営業時間が5時～20時内の事業者は除く）</p> <p>③大阪府「感染防止宣言ステッカー」を原則8月5日までに導入（登録・掲示）していること</p> <p>※③の要件について、導入が6日以降となった場合は、導入後の日数分を支給しますが、その場合でも、②の休業要請について、全ての期間において、要請に応じて休業または営業時間短縮を行っていただく必要があります。</p> <p>※ご協力いただいた施設は市HPで公表予定</p> <p>◆1事業所当たり最大30万円（1日当たり2万円）</p> <p>◆8月21日以降 速やかに受付開始予定</p> <p>※協力金の詳細は大阪市経済戦略局産業振興部（06-6615-3736）まで問合せ下さい</p>
ステッカーの登録していなかったが、ガイドラインに沿って営業していた、協力金はもらえるのか？	ステッカーの登録・掲示が協力金の要件であるので、至急登録をお願いします。
休業要請の開始後にステッカーの登録をした。協力金の対象になるか？	ステッカーの導入以外の要件を満たしていれば、導入後の日数分が支給されますので、至急導入をお願いします。
ステッカーを印刷していたが貼り忘れていた。協力金の対象になるか？	ステッカーの登録・掲示が協力金の要件であるので、至急掲示をお願いします。
協力金の申請手続きはどのようにしたらよいか？いつからか？必要書類は？問合せ先は？	8月21日以降受付開始予定。詳細は大阪市経済戦略局産業振興部まで確認をお願いします。（06-6615-3736）
なぜ2万円/日なのか？少なすぎる。	新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をお願いいたします。
20時以降酒類の提供を停止し、店内において食事のみの提供にすれば、協力金はもらえるか？	20時以降は酒類の提供を停止するだけでなく、店内での飲食営業をやめるようお願いいたします。
6日から時短要請に基づき時短していたがステッカーを貼ったのは9日だった。6日から8日の3日分も協力金はもらえるか。	ステッカーの導入（登録・掲示）が要件となっていますので、6日から8日までの3日分について支給対象となりません。詳細は大阪市経済戦略局産業振興部まで（06-6615-3736）確認をお願いします。
ステッカーを店先に貼っていたがしらない間（又は定休日中）にはがされていた。協力金ははがされていた期間分ももらえるか。	期間中のステッカーの掲示が、要件とはなっているが、詳細は大阪市経済戦略局産業振興部まで（06-6615-3736）確認をお願いします。
ステッカーの登録内容が誤っていたので再作成して貼りなおした。協力金の支給上問題はおこらないか。	
ステッカー導入後に、1日だけ時短しなかった場合は導入後の日数から1日分だけ減額されるのか。	8月6日から20日までのすべての期間、要請に応じて、休業または営業時間短縮（5時～20時）していただくことが要件となっており協力金の支給対象とはなりません。
休業要請のあった施設に納品していたあるいは施設の従業員に美容サービスを提供していた。休業により売りに影響があったが補償はないのか。	今回の協力金の対象にはなりません。
8月6日から20日までの間にお盆休みをいれるつもりだが、時短営業をしないと協力金はもらえないのか？	8月6日から20日までのすべての期間、要請に応じて、休業または営業時間短縮（5時～20時）していただくことが要件となっており、お盆休みも含めてその要件を満たしていれば協力金の支給対象となります。
店舗への対応について	
営業を続けたら、ペナルティはあるのか？	罰金、罰則等のペナルティはありませんが、要請の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
強制力はないのか？	協力の要請であり、強制力はありませんが、要請の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
休業・営業時間短縮要請に従わない場合はどうなるのか？	
ステッカーが貼られている店だが守っているとは思えない。府はチェックしているのか、指導してほしい。	対象の店舗に府から架電し、あらためて感染防止対策の要請をおこなうなど、個別に対応させていただきます
要請を聞かずに営業している店を指導するのか？（大阪府は休業要請に対する取り締まりを行うのか？）	
時短や休業をしている状況を府はどのように確認するのか？	府ではコールセンターを設置しており、要請に応じない店舗の連絡を受け、架電し、あらためて感染防止対策の要請をおこなうなど、個別に対応させていただきます